

# 天明八年巡見使予想問答集(上)

小笠原 二郎

これから紹介する「巡見使予想問答集」とは、実は私  
が勝手に与えた名前である。それと言うのも、後で正し  
い名前が出て来るわけだが、「在々御通筋羽々并就御用  
罷出候者共申渡覚」では、オ一、長にらしくて覚えにく  
い事、又二には、名前から内容を判断しにくい事などの  
理由から、この様に仮りの書名を附けて置いた。ご諒承  
を願って置く。

いわゆる公儀の巡見使が列藩の行政事情や民情を査察  
に末に事はよく知られている。

幕藩体制ができ上ってから、この青森県内へどれ位来  
たかと言えば、津軽領内へは次の通りで、七回となつて  
いる。

オ一回、四代信政の延宝九年(一六八一)六月。巡見使  
は保田甚兵衛、佐々木三郎、館河伝右衛門。

オ二回、同、宝永七年(一七一〇)六月。細井左次右衛  
門、新見七右衛門、北条新右衛門。

オ三回、五代信寿の享保二年(一七一七)六月。有馬内  
膳、小笠原三右衛門、高木孫四郎。

オ四回、七代信寧の延享三年(一七四六)五月。山口勘  
兵衛、細井金五郎、神保新五右衛門。

オ五回、同、宝暦十一年(一七六二)六月。柳原左京、  
久松彦右衛門、布施藤五郎。

オ六回、八代信明の天明八年(一七八八)七月。藤米要  
人、川口久助、三枝十兵衛。

オ七回、十代信順の天保九年(一八三八)五月。黒田五  
左衛門、中根伝七郎、岡田右匠。

八戸領内へは次の通りで五回しか来ておられないようだ。  
へ書森尊教育会編「御土統録」

オ一回、二代直政の延宝九年八月。巡見使は津軽領の  
オ一回目に同じ。

オ二回、三代直信の宝永七年七月。津軽オ二回目に同  
じ。

オ三回、四代直信の享保二年七月。津軽オ三回目に同  
じ。

オ四回、五代直信の延享三年六月。津軽のオ四回目に  
同じ。

オ五回、同じく宝暦十一年七月。津軽のオ五回目に同  
じ。

オ六回、七代信房の天明八年九月。津軽のオ六回目に  
同じ。

オと回、八代信眞の天保九年七月、津軽のオと七回目に同じ

(この項、竹内運平「青森県通史」、八戸紳士会編「八戸藩史料」による)。

以上、津軽、八戸両藩の巡見使のあらましを述べたのもりだが、両藩共通している事は、一、二の例を除いて、先づ五・六月の頃津軽から入国し、七・八月頃南郷へ廻っている事がわかる。ここでことわって置かなければならない事は、両地方へはすでに、天正十八年九月、前田利家、前田慶次郎、片桐市正、小野木縫殿介などが来たようだが、これは別の意図もあつたので、本稿へはのせない事としたのである。

さて、この巡見使は、巡検使とも書くが、肉係資料のどれをみても巡見使とあるので、これに従う事とした。

諸藩が公儀巡見使を迎えるにはどれだけの手数を神主と使の庄かは、野辺世町の野村用五郎さん所藏の遺料「天明八申年御巡見御遠行に付盛岡御役人御下成候二付右御人数宿割并七戸人馬割宿共ニ書留帖」や天保九年の控帖などにくわしいが、ここではともみれる余ゆうもないので、省略させていたたくとして、天明八年の巡見使の一人、藤沢要人の勝手取締、加藤兼助や近藤左治馬などを、わざわざ「コトク」敷に「御産候」と、人名等にマークしているのも、その辺の消息がわかるだろう。更に、ささいな事まで気をつかわなければならなかつ

た例を一つだけあげて置こう。

巡見使・藤沢要人は殊の外気むすかしやであつたらしく、自分の食器が気にくわないと言つて、つむじを曲げたので、弘前町の宿の亭主が、わざわざ大浜(今の青森市油川)まで出向いてあやまつた例がある。

これを前記、天明八年の野村治三郎書留帳には、興味深く活写している。

「要人様御掬の内平、秋田大館にて痛候由、津軽弘前にて御膳の節平かし候様御役人衆仰せ付けられ候に付き皆未平指出候如しの外御立腹成され候由、右に付き弘前御宿の者大浜追御記びに参候と申す事に御座候し。つまり南郷領野辺地の宿主野村治三郎は、隣藩の事件を刻明に書き記して自家のいましめとしたのである。家来が家来なら、殿様も殿様と言ふところであろうか。

それではこれだけ領民の気を極ませる巡見使と名乗る侍は一体どれ位の身分かと言えは、いわゆる天下の直参と言われた旗本の内からえらばれた頂目正しいものはかりで、お、むね千石以上のもので、格式からいへば、優に国主にも相当したと言う。これまでの最低は、延享三年の神保新五右衛門の五百石で、最高は享保二年の有馬内膳の三千五百石である。こうした格式の侍が三人一組となり、それぞれ随行を教十人引き連れて、津々浦々をねり歩くわけだから、その費用も又巨額に達した事であろう。

今、試みに一行の隨行員を拾つてみると、延享九年八十五人、宝永七年八十五人、享保二年一〇九人、延享三年一〇七人、天明八年一二一人、天保九年一二三人と年々増加している。これで見ると、平均一〇五人の隨行となる。

天保几年で巡見が中止された事は、一見何でも無い事の様でも、かくれた意義もあろうと言うものだ。考えてみれば、オ一回巡見の延望からオ七回目の天保までおよそ百五十七年継続した巡見制度が中止された事は、天明、天保と打ちつづく全国的大凶作に打ちのめされ地方の領主側とすれば大いに歓迎するところであつたろう。然し公儀側からすれば、落調の崩奔と見られなくもない。それではこれ程公儀も重要視し、又地方領主もその対策にあくせくした巡見使は一体、何を聞き何を、何を求めようとしたのであろうか。又これに對する受け入れ側——領主の対策はどうであつたろうか。

この疑問をわかりやすく解明してくれるのが本題の「巡見使予想回答集」だ。この覚書きによれば、覚書きに書いた以外は絶対ノークコメントの鉄則を守らねばならない。つまり、この覚書きをよむと、津軽領で、禁忌とされる行政上の秘儀は何と何がわかる。「私共の如き者にはとてもわかりかねます」と答えるし、「とことわつてゐるのが、それだ」。

「」から天明八年の巡見使の一人、三枝十兵衛が、野放

しの馬を指さして、あれは何と言う動物か、と聞いたのに對して、衆内の者が、存じません、と答えて、失笑を興う様な笑話も含まれて来る（古河古松軒「東遊雜誌」）。以下、この留書きの中から、重要なもの、興味深いものなど、列記して参考に供しよう。読者はそれを手がかりとして、全文を、改めて味わつてほしい。そして今から百年前までの地方行政のあり方などにも眼を向けていただけたら幸いである。

一、巡見使に持する態度や扱ひ方などにいろいろ注意のあつた中で、兎世棚（店舗）は用鎖せず、何時もの通り開店する事、但し「草履、草鞋ハ上ニ懸申さず下へおろし置くべき事」と、消費生活に細かい心づかひをしてゐる。

二、「」はこの種付については、新開地に限りやつてゐる。と答える、と指示している。これは、条件付きで、煙草の栽培が許可されていた事を示すもので、「十七世紀末には、新田畑にはつくつてもよいとせざるをえなくなり、やがて、事实上はもとからの田畑（本田畑）にもつくられる」と言つてゐる井上清氏の説（日本の歴史・中・岩波新書）とも符合する。

三、喧嘩口論はいつの世でも法度だが、特に巡見中は禁物で、「」とえ如何様のもめ事とも石の節は堪忍仕り、後日の沙汰仕るべき事」と、口を押ししているが、「」の節は堪忍仕り、後日の沙汰仕るべき事」とは

念の入った取り扱ひ方と言うべきで、後世に、いわゆる「武士道」と呼ばれる一種の指導理念がいざんとして中を利かせている事を示している。

四、「予想問答集」もこの辺から本番に入つて来る。

ここでは、逡巡使一行を相手に高品を売る場合には、値段を次の通りせよと、価格を指定している。一つは、国外からの移入品は、原価に諸掛り、運賃を加えた値段で、倉内産品は、原価の五割引きで売る事、しかも、「ねきり申され候いば、先よりねきり申され次第売り申す可し」と、ことわっている。こうなれば、サービスオーバーもいゝところで、形式は売買でも、実質は「献上」に等しい。これでは商人も立つ瀬がないだろうと言う疑問にこたえて、「売物の分は御載より置わさる可く候」と、なかなか扱ひ目がない。

五、<sup>持</sup>舟の争を任すねられたら、極印を打つ庄宗舟を使つてゐる。と答えろ、と速べて居る。これは大争な争で、室戸秀吉が統一したと言う徑四才几分、深さ二寸七分の舟が果して領内で使用されているかどうかを試してみたいのである（岩波全書・地方史研究必携による）。

六、「納舟」とは年貢を納める時に使う舟の意である。どうか？分明ではないが、そういう特製の容器を使つてゐるかとの質問である。これには勿論、そんなものを使つておりません、<sup>庄</sup>庄、便宜上、京舟の規準（前項にある）で法してこしらえ<sup>庄</sup>庄入りの大舟を使つています、と

いふのである。

七、小役米は小物成とも言つて、雑税の争である。これには、山手、野手、丈米、口米、津出米の五種類がある。これに、これを五口小役米と津輕領では呼んだ、これは享四年（一六八七）以来の事で、幕末まで続いた（「弘前市史・藩政編」）。

八、不作の時は、検見を行うかとの質問に對しては、その通りです、と答える事になつてゐる。これは当然と言へば当然の事ながら、元来、二つの検見法——定免法、検見取法の内、どちらを採用するかは、最終的には、その国の領主の考い方如何にかかつていたろうから、こういう質問も出てくるのである。言うまでもなく、津輕領を見舞つた天明、天保の凶年の時は、検見のしなみおしで年貢を加減したが、因によつては、数十年間、定免法を採用している国もないではない。これは、地味の良い、気候の順不順にもよる事は勿論である。

げんに、茨城県筑波郡筑波町の野村家の伝存資料によれば、元禄三年（一六九四）の太閤検地以来、慶長七年（一六〇二）、寛永十八年（一六四一）から明治二年（一八六九）頃まで、実に二百七十年以上も、收穫量が一定している事——つまり定免法を用えている事がわかる。

九、禁庄争頂の文一に切支丹詮議をあげている。それによると、昔は春秋二回行つたが、享保十二年から秋一回、類族改めは春秋二回実施する事になつてゐる。類族

例の方は、青森の例をあげれば次の通りであった（滝屋文書・青森県立図書館所蔵）。

宗門寺請狀之事

代々淨土蓮宗ニテ

当寺檀那ニ紛無御座候、若御禁忌之加支

丹之由訴人於御座候者、拙寺罷出急度埒

明可申候、為後日之寺請狀如件

蓮心寺

寛政九丁巳年八月

柴田庄藏殿

平田武十郎殿

十、家臣が出張する場合、その旅行手当はどうなっているかと言え、百石取以上の侍は、扶持は公費、賄料は自給である。又百石以下の侍と功米取りは、扶持と賄料共に公費でまかなわれるので、百姓の出血はございませんと答えている。藩士の俸禄についてはかなりくわしくわかっているが、旅費の規準は案外資料が少ないのではあるまいか。

十一、この「向答集」は物價を調べるに役立つが、中でもこゝには「米・大豆相場」がのっている。それによると、米・大豆・小豆共に六拾文に付、それぞれ壹升三合、貳升三合、壹升五合である。これを、野村用五郎氏所蔵の「天明八申年」逐見御通行ニ付盛岡御役人御下ニ成候ニ付右御人扱宿割并七戸人馬割宿共ニ書留帖しをもとにした、南部領野辺地地方

のそれを比べると、次の通りで、津輕領の方が、南部領よりも、米、大豆が安値で、反対に小豆が高値である事がわかる。（一升当り）

津輕領

南部領

上白米 四六文

五六文

大豆 二六

三二

小豆 四〇

二五

十二、津輕領では、特に、明暦の江戸大火以後のらび代がたつて空山が多くなつたので、四代信政は寛文四年（一六六四）七月に、外ヶ浜中へ「留山」の訓令を発した（弘前市史・藩政編）、と言われている。ここでも

①御郡中御番請方、②江戸上方御用木、③御家中町在

家作要用以外は一丁「御留山」となつた、とし、又管理の方法もきびしくしている旨を述べている。

以上、民政、禁忌、武士、かたぎ、計量、検見、家臣の旅費など、代表的なものをとりあげて紹介するにとどめた。総計百項目である。この外、明確な回答をさけている「存じません」の方は、屋形棟やお歴々の葺、壱組毎の総石高、米や材木の登せ高、足軽や家臣の員数、領内の範圍、津輕の総内高など、人事、軍機にわたる事項ばかりで、これはむしろ、聞く方が無理というもので、左屋や宿主のクラスでは知らないのは当然でもあつたろう。

詳細については、別項の本文をよく読んでいただきたい。又難解な箇所はつとめて、それを補註しておいたが、私の力でおよばない点も多々あるつかと思ふ。

天明八戊申年

在々御通筋村々并就御用

罷出候者共申渡竟

七月吉日

浦町組野木村

育藤小三郎

候事

一 御乗懸御色人分馬走定ニ口取四人宛庄屋平人遣内より可相勤事因色人者馬口取貳人者而脇老人者馬之跡江付候積り

一 御荷物并御家来中之乗懸馬附添三人宛内老人者馬子貳人者平人荷之兩脇に付添乗人無之様大切付添可申候也  
乗入ゆるし不申内者並着し申向敷事

一 輕尻馬之義口取貳人宛付添怪我無之様大切付添可申事  
一 御寓々村々ハ下及申御通り筋宿々前日今御通過後迄ハ諸勤進乞喰一切不可入事

一 碓ヶ岡御着之日より御領分中御通り清不申内所々ニ而大煙立不申様急度可申付事尤御通り之日看張以入煙立不申様可申付事

附朝夕食事等之用事ニ火ヲ焚申候者格別之事  
一 御用ニ而罷出候庄屋百姓無障ニ而罷出可申事  
一 庄屋并年寄候者之内物馴候者共六人宛袴羽織ニ而村

境迄罷出御用御尋之義有之節御老人之御盛籠江而人宛罷出可相勤事

一 御宿亭主和端泊御迎御送り共麻上下ニ而罷出可申事  
一 火之用心堅可相守事

付 火之用心之ためと相見得候様水溜掃出し可申候尤御宿前者格別其外水桶一而出候事無用ニ候

一 御通之前下き見のそき見堅仕向敷候尤見世棚有之分ハ見せ戸おろし不申事之とく取飾り並置置物之内草履

一 碓ヶ岡より段々御寓御登江在より寄馬具口參候御代官手代并庄屋其所々御伝馬奉行下知次第馬上中下昇分丈々御伝馬奉行差凶次第無遷之様可申付事  
一 御通り掃除不見苦様可仕候至而奇麗(欠)無用可仕候埃立申候者村之内計水打也可申事  
一 御屋御寓之村々者掃除奇麗ニ可仕候尤御着前御免足前見台街道水打也候事御寓(欠)外者埃立候者見台御通り少前水打也可申事

付事

一 御宿新照江幕寄書有明行燒ニて租勤可申事

一 御宿村々左右三軒程有明行燈とほし其外銘々家毎ニ有明としに用心不掃番勤一時に二三度宛租廻り用心可仕

草鞋ハ上ニ懸不申下江亦ろし置可申事

一 御巡見使御着御足共見物ニ罷出候儀下苦候尤見物

仕候者共<sup>⑤</sup>形様御通之時今之通り男せ入交申冠物取御通

之節手を突畏罷有候義最ニ無之儀ニ仕町ハ亭主袴羽織

ニ而見世下ニ下里見物之者ハ少隔亭主と相見得候様仕可

有罷候尤見苦しき様之者不罷有候様念ヲ入申付見世有之

所者屏風杯ニ而飾不見苦様ニいたし見物可仕候勿論他所

他村ハ押懸參儀成義無用可仕候然共催參候而見物者不苦

候見物仕候儀所の儀ニ罷成候得共亦群集いたし候事者

不入事ニ候ニ付具段相心得可申事

一 田畑内ニ罷出候儀御通之節者冠物ぬき畏罷有候様可

申付事

一 御通筋内ハ粉桶付候知有之候共扱拾申向敷候御尋罷

成候者斬向ニ而植束候と可申上候屋敷之内口口畑ニ植付

候分ハ不苦候事

一 御儀馬人足継飛脚宿雜等罷出候者共迄御三人様御家

来江対し慮外緩急不仕様可申付候右御家来登候節者下場

可仕候惣而道往末之節者道をよけ人に当り不申様通り可

申候尤刀差候者ニハ下場仕候様可申付事

附右御用ニ付罷出候人足衣類髪月代改罷出候様念ヲ入

可申付事

一 御寓御昼者不及申御通り之節喧嘩口論高声小うに其

外噪敷跡少も仕向敷候にとへ如何様又意趣有之共石之節

者堪忍仕候日之沙汰可仕事

一 御用ニ而下々罷出候前両天ニ而も御宿之前不履付

不申尤冠物着し不申様可申付事

一 御三人様御宿之ニ共一切差置申向敷候事

一 御三人様御宿亭主子供手代隔亭主其才一切置申向敷

候事上下者亭主并名跡斗着し可申事

一 御巡見使御家来塚諸色買被申候者上方買本ニ懸り物

斗懸候而利懸之直段申上当地ニ而調候諸色買元ハ五割引

直段可申候其上先ハねきり申之れ候者之の向再と不申先

ハ被申次第賣可申候賣捐之分ハ御藏ノ可被遣候尤右之衆

中江対し慮外緩急少も心ニ懸候様成仕方仕向敷候事

一 当所御仕置如何様ニ候哉と御尋被成候ハ、拙者共義

二御座候得者垂ハ不奉存候惣而偽事盗仕候類御咎ニ逢申

候下々江御惠ミ深く御座候と可申上事

一 屋形様御歴々ニ者如何様成事ニ候哉と御尋被成候者

弘前之事者在マニ而不奉存候と可申上事

一 升之事御尋被成候者極印有之京升ニ而御座候計候時

者升下ニ口口ニ置候而升ニ当り不申様成程口口ニ計候と

可申上事

一 納升と申事御尋被成候者納升と申事無御座候京升ニ

而計候得者早取取不申御座候故京升ニ而登斗入之

大升ニいたし計申候是も鉄具いたしつるを渡し極印ヲ打

候升ニ而御座候計様右同前ニ而御座候と可申上事

一 酒桶段之義御尋成候者別紙書付相渡候通可申上事

一 御寓御昼共其所江御入被成御立被遊候迄者御宿前自

他共往來之者一切通申箇敷候事

付通し不申不叶義有之候者其訳承脇道通し可申候

一 御三人様御家來不賃之義相尋被申候者

上御志人 錢三拾貳文

下御志人 同拾六文

馬志人 同三拾貳文

一 御三人様御家來於庵之義相尋被申候者

上御志人 錢百三十文 一汁三菜

中御志人 同百文 一汁貳菜

下御志人 同七拾五文 一汁壹菜

一 御宿亭主江御尋被遺候儀有候可申上候 但シ御茶目

毛無之下存事ハ申箇敷事

一 先達而申願候通御三人様御名ニ差合候名有之候者兼

而候名ヲ付候様申付候得共御着之節猶以御名ヲ唱不申様

可申付事

一 御宿之儀者御取陣と唱申箇敷候何れモ御宿と唱候

様兼而可申付置事

一 物成之外小役米有之哉と御尋被成候節野手山手夫米

口米達出米相定候通可申上候若又書付出候様ニと仰付候

者奉畏候段御請申候而御附添新奉行江相違候上相違無之

様書付可差上事惣而事付差上候儀者右之通相心候様可申

付事

一 野手山手綿花麻糸上納仕候哉と御尋被成候節貞亭三

年ハ不殘御免被仰付同四五ハ小役米と申米ニ而納候由可

申上事

一 諸役物何々と御尋之節

一 酒御役金拾石ニ付九貫文但定役共

一 梳室役耳申錢志貫八百文

一 魚賣役同志八百貫

但シ離賣と申者六百文

右之通其所ニ有未候役物計可申上候若書付出候様被

仰付候者前々ニ記シ候通り相心得へき事

一 御耳賣之外持役と申有之哉と御尋之節

高懸銀と申高拾石ニ付錢四百貳拾文宛差上人丈御道被

成候得者右之内ニ而一日志人ニ三拾文宛代錢御差引被

下候由可申上事

一 惣百姓救惣村救御尋之節

拙者共儀ニ御座候得者居村之外不奉存候由可申上事尤

居村百姓救御尋候者存之通可申上事

一 耳賣者志反歩ニ付何程出候哉と御尋之節

田志反歩ハ斗四升ハ三斗追地元位ニ寄段々出候段可申

上事

一 志反歩之出米何程ニ候哉と御尋之節

上出米者米貳石余モ出米仕候中出米者志石四斗余志石

五斗位迄出米仕候下出米者七斗又ハ八九斗迄茂出米仕

候由可申上事

一 畑作出米御尋之節

上出米者志反歩之出束物米ニ直シ候而者大概志石程出

束申候石盛者上畑六斗ニ而御座候物成者三斗出申候畑方之義ハ位下申分者地元不互候故出米物地元亦し段々不足御座候と可申上事

一 石盛者如何ニ候哉と御尋之節

四方上村中村下村上々田上田中田下田下々田迄の石盛ニ付畑方ハ上中下村共石盛同事ニ候間相定有之趣可申上事

一 不作之時換見入候哉と御尋之節

不作ニ御座候得者御換見被仰付候と可申上事

一 御換見入候様子如何と御尋之節

田畑物成定積不足有之候得者有躰之御換見ニ而御差引御座候と可申上事

一 邸奉行者何人知行高者何程と御尋之節

邸奉行者五人御座候と可申上候知行高御尋候者百五拾石宛御座候と可申上事

一 代官者幾組知行高ハ何程取候也と御尋之節

組数貳拾五組代官知行高者五拾石或者扶持切米ニ而相勤候モ御座候と可申上事

一 壹組ニ高何程有之哉と御尋之節

私共儀ニ御座候得者組高ハ不牽候曆村ノ高ハ何程御座候と可申上事

一 新田茂有之哉と御尋之節

新田者木作金木儀元と申三新田御座候と可申上事

一 石之新田者如何程廣ク高何程有之哉と御尋之節

木作新田者三新田之内ハク御座候共外兩新田者僅ニ所々

御座候高之義者拙者共ニ御座候得者不牽存候段可申上事  
一 左々仕置如何ニ候哉と御尋之節

才一切支丹詮儀油断不仕候様古素者看秋兩度御座候所享保十二年より秋一度宛証文改被仰付類族之儀者去年之通

春秋兩度宛証文改被仰付候并御祭目之通慮度相子彦人者杯ハ措借シ申向敷才ニハ奢講敷義不仕田畑時節運成不申

様ニ仕火之用心茂堅可仕之旨度々御觸御座候由可申上事

一 田畑仕付時節御尋之節

当所者雪圃ニ而秋早ク冷氣參候ニ付春彼岸之内ニ種浸シ土用ニ上ケ夫々苗代蒔いたし種蒔込田打立堤ホキ田植仕

込夏土用之内草取仕廻候様仕候様可申上事

一 屋形様ノ米錢御積成候義モ有之哉と御尋之節  
前々々不勝手之者共ニ種夫喰拜借被仰付候所元禄八亥年

大不作以來者拜借仕候者共モ多罷出猶又近年度々凶作積ニ而村方難儀仕候ニ付上方御才寛金等迄拜借仕始終御

助花ニテ耕作仕罷有候と可申上事

一 百姓役ニ江戸登夫杯出候哉と御尋之節

先年ハ百姓役登夫被仰付享保年中之頃御免に而登リ不申候由可申上事

一 道橋普請等入疋出候儀御尋之節

屋村作場直杯ハ御役ニ仕候其外街道之掃除杯仕候儀御役ニ仕候直橋川除普請等ニ者人夫諸色入用百姓御遣被成候

得ハ一日彦人三拾之柴杭諸色尤御定有之代米被下候由可申上事

一 家中之侍在々江出候節自分之扶持ニ候哉百姓之賄ニ  
候哉と御尋之節

一 家中知行百石取以上人数ニ応し御扶持被下賄者自分ニ  
仕候石以下并御扶持切米之數者扶持賄共上ヶ被下候ニ付  
百姓共貴無御座候由可申上事

一 米大豆相馬御尋之節

米錢六拾文ニ付 壹升三合

大豆錢六拾文ニ付 貳升三合

小豆錢六拾文ニ付 壹升五合

一 在々酒屋敷室屋賣賣何軒究有之哉と御尋之節

一 在々村々之儀ハ不奉存候私共罷在候村者何軒くと可申  
上事

一 酒屋江酒造り候儀御尋之節

一 寒造計仕候石高之儀御尋候者先達而申付候通可申上候新  
酒之奉御尋候者遣不申候由可申上候外之者共ニ御尋候者  
酒屋ニ而無御座候故不奉存由可申上候村中石高御用等有  
之儀ニ候者御附添郡奉行江相達相違無之儀ニ書付出し可  
申上事

一 在々者共耕作之外如何様之働仕候哉と御尋之節

一 所々寄材木山流木山と申新山或者焚炭杯焼海江者塩焼溪  
毛仕候段可申上事

一 材木者何方の山々ニ有之候哉と御尋之節

一 外ヶ換下切方々に御座候其外礙ヶ南虹貝相馬目屋野沢西  
ノ決採と申所々御座候由可申上事

(註)

①、天明八年(一七八九)、津輕藩主八代信明の時、領  
内総檢地を興施。巡見使一行が末尾のは七月十五日、  
この時、古川古松軒が隨行した(「弘前市史・藩政編  
年表」)。

②、本資料の所蔵者、青森市野木庄住の松田文雄氏の先  
祖で当時、野木村の庄屋(◎参照)。ちなみに遠祖守  
兵衛は津輕家創業の功臣と伝えられる(「津輕一統史  
」)。

③、軽尻川かるしり。旅人が乗る馬の手で、五貫目まで  
の荷物をつける。人が乗らなくても二十貫目までは軽  
尻と言つた(近世地方史研究入り)。

④、巡見使は藤沢要人(千五百石)、川口之助(二千百石  
)、三枝十兵衛(千石)の三名で隨行はそれぞれ、四  
十四名、四十四名、三十三名で、総計百二十一名の大  
部隊である。野村治三郎の書簡帖によれば、三枝十兵  
衛の隨行として、古川平治右衛門とあるが、例の古川  
古松軒(辰)の事であろう。藤沢要人の隨行・御勝手  
取締加藤熊助、進藤左治馬は「六ヶ敷仁に御座候」と  
マークしている(前掲野村資料)。

⑤、屋形様。津輕八代の藩主信明のこと。従五位下土  
佐守(一七九一)、三十才。

⑥、女は、酒向に侍する女の意であろう。次の項に、  
「御宿亭主、子供、手代、脇亭主、其他一切置き申

向敷く候事」とあり、又南部領の場合も同断であつた。これによつてみれば、巡見使のお声がかりとあれば、原領を切つてもお氣に召すまゝの値段で商品を御用立てる程の起サービス振りを登揮していながら、事「女」に關する限り、威としてゆずらなかつた事は、むしろ驚異と言ふべきで、ここに風紀を如何に重視したかが示されている。

⑦、「仕置」の意味は、行政上の取扱いや処置のし方、人事など様々の概念を含んでいるが、「当所御仕置」とは、司法刑罰と解してよいと思う。幕府の公儀御仕置と対応する、一藩ぎりの仕置であつて、「自分仕置」とも言つた（「弘前市史、藩政編」）。津輕領では、初期には明文はなく、安永の刑法（一七七五）、寛政律（一七九七）、文化律（一八一〇）などの明文律があげられる。

⑧、本賃は本錢（薪炭料）と同義。慶長十六年（一六一一）一、幕府は「人は錢三文、馬は六文」と定めた（郷土史辞典、大塚史学会）が、天明時代にはその八倍（平均）位にはねあがつた事になる。

⑨、旅籠Ⅱはたゞ。今日の旅館の意。ここでは食事料を含むいわゆる宿泊料の意か

⑩、「御名ニ差合候名」云々とあるのは巡見使と同名の者があつたりその名を慮慮せよ、との意である。南部領の場合でも、藩の老中・奥藏要人はたまたま、薩米

要人と同名であつたため「着目ばかり安芸様と御改名成され候」と野田地町野村家文書に見えている。上は皇室から下は丈・小名に至るまで、この流儀で、庶民は親からもらつた名前も自由に使つた。

⑪、「本陣」は、足利義詮（一三三〇—一六七〇）時代に始まつた諸侯の宿泊所の事で、その用途や建物によつて脇本陣、仮本陣、相本陣などの区別があつた。この文では、本陣と言わず、御宿と呼べとあるが、何故、本陣と言つていけないのか分明ではない。あるいは設備が格式に合わなかつたためか、弘前藩主に対する慮慮か、はつきりしない。いずれにしても、本陣と呼ばず、「御宿」とも存在するのは津輕、南部共通であつた。（「郷土史辞典」大塚史学会）

⑫、「物成」は成米（收納に相成るべき米の量）とも言い、年貢の意である。これに対して物成以外の雜租を小物成、高掛物、回役、夫役等と言う。津輕領ではこれを五口小役米と称した。山手米、野手米、夫米、口米、津出米など（「近世地方史疏究入門、岩波新書」、「弘前市史、藩政編」）。

⑬、高懸銀とは雜租の一種で、その村の石高を標準として賦課される。天領では御伝馬宿入用米、御蔵米入用金、六尺給米が掛かつた。これを高懸三役と呼んた（「地方史研究入門」）。津輕領では高十石に対し七匁（一匁六〇文として、四二〇文。人夫賃錢は一日一

人五分（一分は六文として三十文）（「弘前市史・藩政編」）。

⑭、惣百姓数——農家人口と解して、文化十二年（一八一五）の調べによれば、約十五万一千人、この年の津軽領内総人口は約二十万一千人（「新釈青森県史・中編」、尾崎竹四郎著）。天明八年（一七八八）当時のものは見当らないが、天明元年（一七八一）の総人口は約二十四万七千人、下つて、寛政十二年（一八〇〇）には約十七万四千人と約二十年間に、逆に七万三千人へつた。この現象は天明年向の大飢饉の深刻さを物語ると言われている。従つて、天明八年当時は前後の關係から類推して、総人口は、恐らく十七、八万程度と見てよいのではあるまいか。いずれにしても、地方史探究の上から統計資料の欠除は、致命的と言わざるを得ない。（基本数字は「弘前市史・藩政編」から）

惣村数——安永九年（一七八〇）の調べでは八二六村となっている（新釈青森県史）から、其後多少増加したとしても、恐らく八三〇位ではあるまいか。

⑮、石盛——「田畑及び屋敷地等の地位即ち上・中・下」等を並び、之に相当するだけの石高を定むると言う、（「日本農民史論叢」）とある。津軽領では、その土地の收穫の多少によつて、（一）田の場合、村を上・中・下の三クラスに分け、それぞれ、上・中・下・下々田を設定する。（二）畑の場合は村位を招付せず、屋敷地・上

・中・下・下々畑とそれぞれ收量を加減した。当時の村の種別によると、上村は一八五、中村は一九〇、下村は四十九となつてゐる（「弘前市史・藩政編」）から、下々村は四〇位ではあるまいか。

⑯、当時の組数は、金木、俵元、木造の三新田を入れて二十八組、領内で合計二十名の代官が配置されていた。この内一人は代官所に、一人は郡所にそれぞれ勤務した。知行の実態は五十石とあるだけで分明ではない。

⑰、「種夫食」。「種」は種板、「夫食」はぶじぎと詠み、主食の事。凶作の時など、公儀から貸付けする事を、「夫食算」と言つた（「郷土史辞典」・大塚史学会編）。

（未完）